

江津高等学校を受検する皆さんへ

令和8年度公立高等学校総合選抜およびスポーツ特別選抜検査当日における 受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

島根県公立高等学校入学者選抜の学力検査では、持ち込み可能な物と持ち込み不可能な物があります。不適切な文具や時計などは、高等学校で預かることとなり、学力検査中に使用できないことがあります。十分にご注意ください。

また、携帯電話やスマートフォンなどのすべての通信機器は、江津高校の建物内には持ち込み禁止です。通信機器については、学力検査室だけでなく、控室にも持ち込み禁止ですでので、持って来ないでください。

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 上履き
- (3) 鉛筆又はシャープペンシル（英語・和歌・格言等が印刷されていないもの）
(注) シャープペンシルの芯のケースを検査室に持ち込むことはできません。あらかじめ必要本数の芯をシャープペンシルに入れておいてください。
- (4) 消しゴム（本体に英語・和歌・格言等が印刷されていないもの）
(注) 検査室に持ち込む時は収納ケースから出して、消しゴム本体のみ持ち込めます。
- (5) コンパス
(注) 検査室に持ち込む時は収納ケースから出して、コンパス本体のみ持ち込めます。
- (6) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは不可）
(注) 検査室に持ち込む時は収納ケースから出して、定規本体のみ持ち込めます。
- (7) 必要ならば軽食等
(注) 面接の待ち時間に軽食をとって構いません。

<スポーツ特別選抜受検者>

- (8) 運動ができる服装、体育館シューズ、水分補給用飲料

2 持込み制限のある物

- (1) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチなど通信機器の各学力検査会場(すべての建物内)への持ち込みは禁止されています。
- (2) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できます。^(注) 時計は机上に置いてもかまいません。
(注) 計時機能だけの時計について
辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とします。

また、時報やアラーム機能をもつ時計の場合は、確実に音が出ない設定にしておいてください。

- (3) 持ち込む文具については、和歌・格言等が印刷されたもの、英文が書かれたプリクラシール等が貼られたものは持ち込むことができません。分度器や分度器機能付きの定規なども持ち込むことができません。
なお、学力検査室において持参した筆記具や定規等に不適切なものが見つかった場合は、高校で預かります。その場合、江津高校では受検者用の代替文具等は用意していませんのでご了承ください。

・・・次ページの「3 学力検査受検上の注意事項」に続く。 . . .

3 学力検査受検上の注意事項

- (1) 検査開始時刻 5 分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従ってください。
- (2) 机上には、受験票、上記 1 の (2) ~ (5) 以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督教員に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限ります。
- (3) マスクは、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。
「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 検査開始から 5 分後に、終了 5 分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) 検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は机上に置いたまま退室すること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できます。また、机上に置いても構いません。（詳細は上記 2 (2) に記載）

4 駐輪場について

江津高等学校のグラウンド横に在校生用の自転車置場があるので、利用できます。
(早く到着した受検生から詰めて置くこと)

5 合格発表について

学校敷地内での掲示は行わず、県教育委員会管理サイトで行います。なお、インターネット出願システムによっても確認できます。